

第2回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト 募集要項 ＜事業実施団体向け＞

はじめに

わが国における社会福祉制度は1960年代までに社会福祉六法（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子および寡婦福祉法）に基づき、整備が進められてきました。しかし、飛躍的な経済成長は急激な社会構造の変化を引き起こし、地域社会における「自助・自立」を基本とした社会福祉制度の確立を困難にしました。その結果、社会福祉は地域社会から独立した施設におけるサービスが求められるようになり、多くの社会福祉施設が設置されるようになりました。日本財団は、こうした社会のニーズに対応するべく、40年以上にわたり、数多くの社会福祉施設の建築助成を行ってきました。

近年、少子高齢化や多様性の尊重、コミュニティの希薄化といった社会背景の変化に伴い、社会福祉施設は多機能化や地域貢献への動きが活発となり、地域福祉を担う拠点としての役割が求められています。

社会福祉施設が、地域社会に開かれた魅力ある場所として認知され、まちづくりの核となっていくためには、建築デザインが重要な要素となってきます。デザインは環境をつくり、環境はサービスやケアと密接に結びついているからです。

本プロジェクトは、地域社会に貢献し、地域社会から愛され、地域福祉の拠点となる社会福祉施設をめざして、事業実施団体と設計者の協働による建築デザイン提案を含む建築関連助成事業を募集するものです。

※「第2回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項 <設計者向け>」も合わせてご確認ください。

1. 対象となる団体

日本国内にて次の法人格を取得している団体：一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、医療法人

※一般財団法人および一般社団法人については非営利型のみ対象とします。

※医療法人については、経過措置型医療法人でないことを条件とします。

※設計者参加資格は「第2回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項 <設計者向け>」「設計者参加資格」に記載のとおりです。

2. 申請の制限等

- (1) 同一事業に対する申請は1点のみとします。
- (2) 事業の申請者は事業実施団体とします。設計者や第三者が代わりに申請することはできません。
- (3) 下記に掲げる者は、申請することができません。
 - 審査委員およびその親族
 - 審査委員およびその親族が主宰、役員、顧問として所属している組織に属する者
 - 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者
 - 主催者および事務局関係者

3. 対象となる事業

福祉事業（注）を行う施設や事業所の建築関連事業（新築／改修・増築等／外構工事）

注：福祉事業とは、社会福祉法に定める第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業を指します。

※同建物内に制度外のもの（ギャラリーやカフェ等）が含まれていてもかまいません。また、複数の制度を活用するものでもかまいません。

※隣接した複数の建物を申請する場合、一体の計画であれば可とします。

※曳家・移築は対象外とします。

※下記の事業は対象外とします。

- 乳児院を新規に設置するもの。
- 地域小規模児童養護施設以外の児童養護施設を新規に設置するもの。

※下記の事業は、本企画の趣旨から優先順位が低くなります。

- 入所施設の定員を増やすもの。
- 大規模入所施設を新規に設置するもの。

※10事業を目安として助成決定します。

4. 事業期間

事業期間は2023年4月(予定・助成契約締結後)～2024年3月31日（2023年度事業）とします。

※事業期間開始前に見積合せ・入札・工事業者との契約等に着手しないでください。これらに着手している事業は対象外となります。

※事業期間外に発生した費用は対象外となります。ただし、設計費のみ、事業期間開始前に契約し支払いしたのも遡及して助成金対象とすることができます。なお、助成決定に至らない（辞退や不採択等）場合は、自己負担となります。

※工事の状況ややむを得ない事情により事業期間内に竣工しない場合は事業期間の延長をすることができます。

5. 助成金の上限金額・事業費総額に対する補助率

- 助成金額の上限は1事業あたり5億円とします。
- 補助率は100%（注）以内とします。

注：補助率100%とは、当初に決定した助成金額を上限として、最終の事業費総額（事業にかかった費用の合計金額）×100%の助成を行うことを指します。補助率の考え方については「14.よくあるご質問」もあわせてご確認ください。

※審査の結果、申請金額から事業費総額や助成金額を減額して助成決定する場合があります。

※決定時の事業費総額は1万円未満切り上げとし、助成金額は1万円単位となります。

6. 対象経費

(1) 対象となる経費

- 設計費（基本設計含む）
- 工事監理費
- 建築工事費（外構工事含む）
- 施設機能に関連する機器・備品購入費用（概ね単価5万円以上のもの）

※設計・監理料については、原則、国土交通省告示98号（設計、工事監理等に係る業務報酬基準について）に基づき業務報酬の算定を行ってください。

※消費税含む。

(2) 対象とならない経費

- 土地・建物の購入費用
- 土地・建物の賃料
- 施設の耐震診断に係る費用
- 旧施設の撤去費用
- 事業のコンサルテーションや書類作成を外注する費用
- 確認申請等に関する事務関連費用
- 建替えに当たり一時的に利用するための仮設建物
- その他申請事業との関連性が薄い費用

7. 提出書類

- ① 設計デザイン案および間取り図：「第2回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項

<設計者向け> 「提出書類」を参照ください。

- ② 助成金申請：Googleフォームに必要事項を記載してください。項目が多いため、下書きシートをご活用ください。事業目的・事業目標・事業内容等については記載例のとおりに記載してください。
- ③ 収支予算書（指定様式/Excel）：事業実施に係る収支予算書を作成してください。
- ④ 金額参考資料（任意様式/PDF）：建築工事および設計に関する費用は、金額の参考資料として設計者が作成した見積書を提出してください。機器・備品購入がある場合は、専門業者より取り寄せた見積書や、金額がわかる商品ページなど金額の参考となりうるものもご提出ください。
※工事見積書は設計者が算出したものを添付してください。見積金額は助成金額の算出根拠となるため、可能な限り現実的な金額を算出してください。
※ご提出いただいた見積書の発行先に必ず発注しなければならないということではなく、あくまで金額算出の参考資料となります。発注のための入札や見積り合わせ等については助成決定・事業期間開始後に行っていただきます。
※設計の精度や社会情勢により申請時の工事見積金額から変更の可能性がある場合、プレゼンテーション参加者に限り金額の修正（＝設計者による見積りの修正）を可能とします。
- ⑤ 申請内容補足資料（指定様式/Excel）：事業内容や団体の運営に関する質問にお答えいただく詳細資料です。
- ⑥ 直近の決算書類（任意様式/PDF）
※法人単位でかまいません。
- ⑦ 直近の事業報告書（任意様式/PDF）
- ⑧ 事業収支計画書（任意様式/PDF3ページ以内/3か年分）：整備した建築物で行う事業の収支計画書
※借入れの返済計画ではありません。
※障害者就労支援事業を行う場合、支払工賃（賃金）の計画も含めてください。
- ⑨ 定款の写し（任意様式/PDF）
- ⑩ 工事対象建物および土地の5年以上の確保が証明できる書類（賃貸借契約書や確約書等）（任意様式/PDF）
※新築の場合は土地のみ
- ⑪ 工事対象建物および土地の登記簿謄本コピー（任意様式/PDF）
※新築の場合は土地のみ

※すべてデータでの提出とします。

※資料名は統一し、団体名を記入してください。（例）③収支予算書【社会福祉法人赤坂会】

8. 申請手続きの流れ・申請受付期間

設計者による7.①の提出、事業実施団体によるGoogleフォームの入力・送信（7.② ※7.③～⑪の書類のご提出含む）をそれぞれ別の画面より行っていただきます。

STEP 1.

7.に記載の資料を準備します。「指定様式」とあるものは特設サイトよりフォーマットをダウンロードください。

事業実施団体は、既に取得済・使用中のGoogleアカウントがない場合は、取得しておきます。

STEP 2.

設計者は、「KENCHIKU」サイトより応募登録をし、設計デザイン案および間取り図を提出してくださ

い。

提出方法およびURLは「第2回 日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト募集要項 < 設計者向け>「提出資料」を参照ください。

※設計デザイン案登録番号を取得したら、設計デザイン案および間取り図の提出前にSTEP 3.へ進むことも可能ですが、必ず期限までにご提出ください。

STEP 3.

事業実施団体は、Googleフォームの送信により申請を完了してください。

「事業名」でSTEP 2.で設計者が取得した設計デザイン案登録番号（NFP****）を入力していただきますので、設計者から番号を入手しておいてください。

申請Googleフォーム : [リンク](#)

※上記ハイパーリンクからアクセスできない場合は下記アドレスを直接入力してください。

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeC2WevmP7DyfhH4C8PPzHVYFM3sHGD4W-eHJumFiTMQLuwZqQ/viewform>

申請期間：2022年6月1日（水） 11:00～2022年9月13日（火） 17:00まで

（注意：9月13日（火） 17時まで、設計デザイン案および間取り図の提出を完了し、Googleフォームの送信ボタンを押し、その後Googleフォームにより自動送信される「申請受領メール」を受け取った事業が対象となります。）

申請締切後二週間後を目途に、事業ID等の情報が記載された「申請受付メール」が別途 shinsei@ps.nippon-foundation.or.jpより送信されますので、あわせてご確認ください。

注意

インターネット環境やファイル容量によってGoogleフォームで資料のアップロードが間に合わない事例が発生しています。インターネット環境の良い場所から申請を行うか、ファイル容量を下げてください。

どうしても資料アップロードができない場合は、メールでの受付を可とします。Googleフォームでの申請（資料のアップロードはスキップする）を済ませ、提出資料をパスワード設定等せずに、下記宛先までメールで送付してください。

必要資料のメール送信も期日までに完了してください。資料の提出のみでGoogleフォームによる申請がされていない事業は受付できませんので、必ず両方を完了するようにしてください。

宛先：日本財団 事務センター jimu_center@ps.nippon-foundation.or.jp

件名：みらいの福祉_添付資料送付_【団体名】【設計デザイン案登録番号】

※インターネット上での通信トラブル等による申請期限の超過には対応いたしかねます。余裕を持ってご申請ください。

※申請1事業につきSTEP 1～3の作業が必要です。

※設計デザイン案登録番号は、事業と設計案を整合する番号です。お間違いのないようお願いいたします。

ます。

※複数の団体の設計デザイン案を提出する設計者は、別の団体の設計デザイン案登録番号を誤って伝達しないようご注意ください。

※要項に記載以外の方法での申請は受付できかねます。

9. 審査方法およびスケジュール

- (1) 募集期間：2022年6月1日（水）11:00～2022年9月13日（火）17:00
- (2) 一次審査：募集締切後～2022年10月上旬
建築分野委員により、ご申請事業のなかから約100事業を選定します。
- (3) 一次審査結果通知：2022年10月下旬
日本財団よりご連絡します。
- (4) 二次審査：2022年11月中旬
一次審査を通過した約100事業について、日本財団および福祉分野委員による書類審査を行い、審査委員会を経て約20事業を選定します。日本財団担当者から電話やメール等でヒアリングをさせていただく場合があります。
- (5) 二次審査結果通知：2022年11月下旬～12月上旬
特設サイト、公式サイト、および日本財団からの連絡により発表します。
- (6) 最終審査（プレゼンテーション）：2022年12月中～下旬
二次審査を通過した約20事業の事業実施団体および設計者により、日本財団会議室でプレゼンテーションを行っていただきます。
※プレゼンテーションと審査委員による質疑応答は後日公開（オンライン）とし、審査は非公開とします。
※プレゼンテーションは質疑を含め、1提案30分程度を予定します。出席は必須とします。
※プレゼンテーションの要項は後日お知らせします。また、新型コロナウイルスの影響により開催方式は変更となる場合があります。
※プレゼンテーション会場までの交通費は各自負担とします。
- (7) 最終審査の結果通知・発表・表彰式：2023年3月～4月上旬

※上記は進行状況により変更となる場合があります。

10. 審査に関する事項

- (1) 審査委員および審査の視点

<審査委員（敬称略、五十音順）>

委員長：坂 茂（建築家／坂茂建築設計）

委員：市原 美穂（認定NPO法人ホームホスピス宮崎 理事長、一般社団法人全国ホームホスピス協会 理事長）

栃澤 麻利（建築家／SALHAUS）

橋本 達昌（社会福祉法人越前自立支援協会 児童家庭支援センター・子育て支援センター・里親支援機関・児童養護施設 一陽 統括所長）

藤原 徹平（建築家／フジワラテッペイアーキテクトラボ）

前田 晃（日本財団 専務理事）

山内 民興（社会福祉法人ぷるぼの 理事長）

<審査の視点>

以下の視点を中心に、日本財団および審査委員により総合的に判断します。

① 組織（運営団体）について

【理念が明確か】…活動の理念や目指すケア・支援、それらと建築・空間との関連や相互に与える影響を考慮し、作り上げようとしていること。

【継続・発展性】…助成終了後（竣工後）においても行政からの報酬等や補助金、自己財源を活用し施設の運営を継続できること。新規に始める場合は自治体との調整が済んでいること。現行の福祉制度以外の取組みを含む場合は、全体的な資金繰りについて想定があること。

【運営の責任】…デザインの効果を最大限に活用し、支援や法人運営のさらなる発展を考え、また法人内での意識統一を図っていること。

② 建築面について

【デザイン性】…利用者や施設職員が心地よく過ごせ、誇りを持てるような空間であること。

【地域にひらく福祉】…ハード・ソフト面において地域にひらく福祉を目指すものであること。閉鎖的な福祉施設のイメージを変えようとするものであること。

【福祉事業との関連性】…福祉への関心や団体とのコミュニケーション、周辺地域のようすから、目指す建築の最適解を試みていること。

【継続・発展性】…継続的な活用や将来展望を見据えた建築になっていること。

【現実性・経済性】…現実性および経済性を考慮した計画であること。

(2) 優先順位が低くなる場合について

審査に当たっては総合的に判断いたしますが、下記の場合は優先順位が低くなる場合がありますので、ご注意ください。

- 入所施設の定員増をともなう事業
- 大規模入所施設を新規に設置する事業
- 事業実施団体のこれまでの活動実績と財務状況が確認できない場合。
- 事業実施団体の運営状況に比して申請事業費総額が著しく大きい場合。
- <改修等の場合> 工事対象建物の確保あるいはその見込みが無い場合。また、土地や工事対象建物に対して抵当権設定がなされている場合。
- <新築の場合> 建設予定地の確保あるいはその見込みが無い場合。また、土地に対して抵当権設定がなされている場合。
- 工事費見積りの精度が著しく低い場合。
- 申請手続きや対応を事業実施団体以外の者（設計者や行政書士、コンサル等）が主に対応しており、事業実施団体担当者との連絡が円滑にできないと思われる場合。
- 事業実施団体ではない別の団体が整備対象建物の運営を行う場合。

11. 助成決定後の流れ

助成決定後の流れは以下の通りです。

- ① 助成決定に対する文書での通知ならびに助成契約書の締結（2023年3月～4月）
- ② 助成事業の実施（2023年4月～2024年3月）※2023年度事業
- ③ 完了報告書の提出（事業完了後15日以内）
- ④ 成果物の公開（事業完了後）
- ⑤ 監査・事業評価の実施（監査部より後日連絡）

12. その他留意点

- 設計デザイン提出は、事業実施団体による申請1事業につき1案です。
- 同一の設計者が、複数の事業実施団体の設計デザイン案の提出を行うことは可能です。
- 同一の事業実施団体が、複数の建築事業について申請することは可能です。
- 不採択の場合、文書での通知を行います。ただし、誤って重複し申請をした場合や辞退の申し出があった場合はこの限りではありません。
- プレゼンテーション後の最終審査を通過した事業は、財団内部審査および国土交通省の承認を経て正式に助成を決定します。
- 事業の順位付けはいたしません。
- 助成を受け整備した物件を管理義務期間中（事業完了日（＝建物が引き渡され、請求書が発行された日）の属する事業年度の終了後5ヵ年の間）に貸付、担保に供すること、改造、廃棄、使用目的の変更、譲渡することは、原則として認められません。自己負担分を借入れにより調達予定の方はご注意ください。
- 施工業者選定については、設計・施工分離方式を原則とします。
- 福祉事業等の事業を新規に開始する場合や定員数の変更がある場合は、自治体の計画から逸れていないか確認をしてください。
- 防災の観点から、対象の建築物がハザードマップ上で被害が想定される地域に入っていないか確認してください（確認結果が直接審査結果に影響することはありません）。平常時からの備えと災害時の対応についてお伺いすることがあります。
- 本事業で整備する・または整備対象である建築物で行う事業やサービスは、法人自ら行うものであることとします。他法人や個人が運営することを前提としたもの等、法人との関連が薄いと判断されるものは対象外とします。
- 当財団助成事業では、紙面による契約書を廃止し、電子契約を導入しております。電子での助成契約締結が難しい場合は、審査期間中にお伺いいたしますので、当財団担当者までお申し出ください。電子契約手順：https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2022/05/gra_pro_gui_fukushikenchiku_03.pdf
- 本企画の趣旨から、助成決定した団体には、施設利用状況や利用者・役職員・地域住民へのアンケート等のデータをご提出いただき、地域にひらく福祉が実現されているかどうかについての事業評価にご協力いただくことがあります。

13. 個人情報の取り扱いについて

日本財団が本募集に際して収集した個人情報は、日本財団の個人情報保護方針に基づき、助成事

業に関する事務手続き、助成金の募集案内、日本財団に関連するイベント案内、アンケートの実施、各種お知らせの目的に利用します。

14. よくあるご質問

Q. 他の助成金も受けていいか？

A. 国庫補助金、他の公営競技（競輪、競馬など）や宝くじ、toto などの補助金を受ける事業は申請できません。地方自治体の補助・助成金、企業等からの協賛金は受けられます。また、福祉分野の事業は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）と両方の助成を受けることはできません。

Q. 自治体の補助金は同時に受けていいか？

A. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金や、その他自治体の補助金でも国庫補助金を原資として前提にある自治体の補助金については、重複不可となります。その他の自治体の補助金については、自治体の判断になります。以上が基本的な考え方ですが、明確に区分できれば可能な場合もあります。自治体にお問合せ下さい。

Q. 補助率と助成金額の考え方は？

A. 事業費総額に補助率を掛けたものが助成金額です。

例えば、事業費総額2,000,000 円の事業を計画した場合、

補助率80%の場合： $2,000,000 \text{ 円} \times 80\% = \text{助成金額}1,600,000 \text{ 円}$ となります。補助率100%の場合： $2,000,000 \text{ 円} \times 100\% = \text{助成金額}2,000,000 \text{ 円}$ となります。

ただし、決定した助成金額は上限となり、事業実施期間中や事業完了後の増額はできません（事業完了後、最終の事業費総額によって自己負担金が発生します）。また、最終の事業費総額が決定時の助成金額を下回った場合は、差額分が返還となります。

Q. 助成金はいつ入金されるか？

A. 建築事業の場合、原則として工事完了・引渡を確認させていただいた後、1～2か月後にお支払いいたします。業者との契約の中で支払条件を設定する際に、「ただし、助成金受領後に支払うものとする」などの文言を記載するなど、ご注意ください。施工業者への前払・中間払や設計料等に関して先に助成金のお支払が必要な場合は、事業開始後に当財団担当者へご相談ください。

Q. 助成表示をする理由は？

A. 日本財団の助成金は、ポートルースの売上金の一部を財源としています。ポートルースの売上金がさまざまな公益事業を支えていることを広く知っていただくため、助成事業を行う際には、日本財団の助成を受けていることを必ず表示していただきます。

Q. 監査とは？

A. 監査とは、事業実施後に事業が適切に実施されたかどうかを確認した後、最終的な助成金額を確定するものです。実地監査として、当財団の監査員が事業を実施した団体の皆様の事務所に伺うことがあります。

Q. 事業評価とは？

A. 事業評価とは助成契約書で定めた目標が達成されたかを確認し価値付けを行うものです。事業完了時にご提出いただく「助成事業完了報告書」において、事業を実施した団体の皆様に目標達成について評価を行っていただきます。また、外部評価者らが事業評価を行い、評価結果を日本財団公式サイト（事業評価ページ）などで公表する場合があります。

Q. 申請内容の修正をしたい。

A. 申請後の訂正操作及び内容の変更はできません。修正のための再度のご申請も避けてください。不足資料が判明した場合、申請受付後に日本財団事務センターや当財団担当者よりご連絡させていただく場合があります。

Q. 申請できているか確認したい。

A. 申請が完了した場合、自動的にGoogleフォームより「申請受領メール」が送信されます。メールが届かない場合は、迷惑メール等に入っていないかご確認ください。また、別途「申請受付メール」が申請受付終了後二週間後程度を目途に送信されますので、あわせてご確認ください。

Q. 申請を取り下げたい。

A. お問い合わせ先にご連絡ください。

※よくある質問は特設サイトに追加で掲載する場合がございますので、ご確認ください。

15. リンク一覧

申請時にご参照いただけるリンクの一覧です。

- 助成事業実施ガイドブック：助成決定後の事業実施にあたっては、ガイドブックを順守していただきます。年度ごとに更新をいたしますが、大まかな部分に変更ございませんので、予めご確認ください。

URL：https://www.nippon-foundation.or.jp/grant_application/guidebooks

- 日本財団図書館（外部サイト）：当財団の過去の助成事業について、事業名・団体名で検索ができます。

URL：<http://nippon.zaidan.info/>

- CANPAN（外部サイト）：当財団が提供する、公益事業のコミュニティサイトです。事業成果の公開を行っていただきます。

URL：<https://fields.canpan.info/>

16. 説明会

本募集に関する説明会をオンラインにて行います。開催日や参加方法については特設サイトでお知らせします。

17. 問い合わせ先等

- 助成金に関するお問合せ

日本財団 公益事業部 国内事業審査チーム

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」担当

E m a i l：fukushi-kenchiku@ps.nippon-foundation.or.jp

※事業内容に関するご相談や、採択可能性に関するご質問は対応いたしかねます。

※お問合せは事業実施団体または設計者からのみ受け付けます。

- 事務局

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」事務局
E m a i l : nfp@kenchiku.co.jp (株式会社建報社 内)

本募集では、主に下記のメールアドレスから事業実施団体や設計者へご連絡する場合がございます。
迷惑メールの設定等にご留意ください。

●日本財団 公益事業部 国内事業審査チーム

「日本財団みらいの福祉施設建築プロジェクト」担当

fukushi-kenchiku@ps.nippon-foundation.or.jp

※本募集の問合せ受付、審査中、助成決定後の各種ご連絡をさせていただきます。

●日本財団 申請受付メール送信アドレス

shinsei@ps.nippon-foundation.or.jp

※「申請受付メール」が送信されるアドレスです。このアドレスへの問合せ送信はお控えください。

●日本財団事務センター

jimu_center@ps.nippon-foundation.or.jp

※ご申請の事務手続きに関するご連絡をさせていただきます。

●日本財団 公益事業部 担当者

****** (※担当者により異なります) @ps.nippon-foundation.or.jp**

※助成事業の内容に関するお問合せや助成決定後の担当窓口としてご連絡させていただきます。

●株式会社建報社 (本募集事務局)

nfp@kenchiku.co.jp

※各種事務的なご連絡をさせていただきます。助成決定後にご連絡させていただく場合もございます。